

令和6年度 愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金について【概要版】

愛媛県観光物産協会が造成した「着地型旅行商品」を掲載する旅行商品について、次のとおり助成を行いますのでご利用ください。

1 助成要件

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。
- (2) 愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。
- (3) 愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレットへの掲載も対象とする。
- (4) WEBページに掲載する場合は、商品名、体験内容、設定除外日、集合場所を明確に記載し、閲覧者に分かりやすく、予約しやすいように掲載内容を工夫すること。
- (5) 協会が指定する画像を複数枚掲載すること。※WEBページに掲載する場合のみ。

2 助成金の額

区分	限度額	助成対象経費
パンフレット等に掲載した場合	1商品当たり50,000円 (経費の2/3を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したパンフレット等作成経費 (制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料) なお、助成金の額は千円単位とする。
WEBページに掲載した場合	1商品当たり25,000円 (経費の2/3を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したWEBページ作成経費(製作代・掲載料等) なお、助成金の額は千円単位とする。

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可。
※着地型旅行商品については、当協会着地型旅行商品一覧を参照。

3 助成金の申請期間

(1) 助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和6年4月8日から 令和6年8月31日まで	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで
下期	令和6年10月1日から 令和7年2月28日まで	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで

(2) 協会が造成した着地型旅行商品を団体向け募集型企画旅行の行程に組み込む場合には、助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和6年5月1日から 令和6年7月31日まで	令和6年5月1日から 令和6年9月30日まで
下期	令和6年6月1日から 令和7年1月31日まで	令和6年10月1日から 令和7年3月30日まで

4 注意事項

助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とします。
※詳細は助成金交付要綱でご確認ください。

5 事務局（お問合わせ先）

(一社) 愛媛県観光物産協会 観光部 (担当: 工藤)
〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1
TEL: 089-961-4500 FAX: 089-961-4222
E-mail: kudo@iyonet.com

